

令和元年12月（第4回）定例会 議会運営委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第103号宇部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、付託されました議会運営委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を踏まえて、市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものです。

その内容としては、期末手当の支給率を0.05月分引き上げて、令和元年度は12月期に加算し、令和2年度は、年間3.4月の支給率を6月期及び12月期で均等に按分するものです。

改正による影響額としては、年間約80万円が見込まれております。

また、この条例の施行日及び適用日は、令和元年12月期分については、施行日を公布の日として、適用日を令和元年12月1日までさかのぼり、令和2年6月期以降分については、施行日、適用日とも令和2年4月1日とするものです。

本案については、審査の結果、全会一致をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の概要については、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。